

高砂市総合計画審議会（第2回部会）
議事録【要 旨】〔第1部会〕

開催日時	平成21年10月6日（火） 午後2時00分～午後4時15分
開催場所	南庁舎2階会議室1
部会長	前田委員
出席者	坂口委員、足立委員、稲田委員、柿木委員、山本委員、田端委員、 宮野委員（代理 米澤）、前田委員
欠席者	渡邊委員、中野委員（2名）
議 事	（1）配付資料について （2）課題審議について
	① 第3次高砂市総合計画（冊子） ② 第3次高砂市総合計画 現況調書 ③ 第3次総合計画「施策データ」一覧表 ④ 第3次基本計画部会別一覧表 ⑤ 第3次高砂市総合計画 現況調書（要約版）・用語解説 ⑥部会審議における主要課題のまとめ（第1回） ⑦市民・事業所アンケート調査結果（中間報告）～第1部会～ ⑧中期財政計画（第1部会関連資料） ⑨消防広域化について（第1部会関連資料） ⑩総合計画策定スケジュール・・・・・・・・・・・・（資料1） ⑪高砂市総合計画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・（資料2） ⑫高砂市総合計画審議会部会委員構成・・・・・・・・・・・・（資料3） ⑬第4次高砂市総合計画策定幹事会・事務局体制一覧・・・・・・・・（資料4） ⑭市民・事業所アンケート調査結果（中間報告）・・・・（第2回部会資料－2） ⑮中学生アンケート調査結果（中間報告）・・・・・・・・（資料5） ⑯幼稚園・保育園の統廃合について（第3部会関連資料）・・・・（資料6）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	開 会
事務局	ただいまより、高砂市総合計画審議会第1部会を開催する。
部会長	皆さんから、新たなご質問、ご意見を伺うことによって、より充実した総合計画にしたい。最後まで、真摯なご議論をお願いする。
事務局	本日の会議は出席者8名、欠席者2名。審議会条例第5条第3項の規定により、過半数が出席しているため、会議が成立していることを報告する。当審議会の公開について、高砂市総合計画審議会の運営に関する規定に基づき公開している。本日の傍聴希望者は2名。 ○資料確認
事務局	よろしくお願いします。
事務局	今後の議事進行は部会長をお願いする。
部会長	議題（1）配付資料について事務局から説明願う。
事務局	○議題（1）配付資料について説明。
部会長	議題（1）について、質問、意見はないか。なければ、議題（2）課題審議について事務局より説明願う。
事務局	○議題（2）課題審議について説明。
事務局	○中期財政計画について説明。
部会長	この件について質問、意見はないか。
委員	市税の伸びが、平成22年度から2.6%減から0.1%減となっているが、この数字に何か根拠はあるか。
事務局	個人市民税、法人市民税については、平成21年度と同額を見込んでいる。固定資産税については、3年ごとの評価替えの増減を見込んで、それぞれ各

	年度の税収見込みを立てている。その影響である。
部会長	ほかに質問がないようなら、次に進む。 消防本部から消防広域化について説明をお願いします。
事務局	○消防広域化について説明。
部会長	この件について、質問、意見はないか。なければ次に進む。 課題審議に移る。事務局より説明いただく。
事務局	○市史編さんについて説明。
委員	市史編さんと関連する話だが、これまで公文書管理は行政に委ねられてきたが、残すべきものが残されていなかったりするなど、さまざまなデメリットが生じている。高砂市は、今後、公文書管理をどうしていくのか。どのような方針で公文書管理をしていくのか。このような問題を含めて市史を検討する必要がある。
事務局	公文書や市の文書については、保存年限の区分に従って保存、管理している。市史編さん資料については、図書館などでの公開、活用を検討している。
事務局	市史編さんについては、現在、歴史的史料の収集・保存と、市史の計画的発行という2つの施策の方向性を挙げている。市史編さんに公文書管理の視点も必要だという意見をいただいたので、そういう視点も踏まえて、検討してみる。
委員	芸術・文化の側面だけでなく、市民への公開を十分に図るということから公文書管理という考え方が出てきており、行政管理に関わる問題である。
部会長	次に、事務局より第6節 人権・平和の尊重について説明願う。
事務局	○第6節 人権・平和の尊重について説明。
部会長	いまの説明に対して何か質問、意見はないか。
委員	平和意識の啓発について、新たな事業を検討中とのことであるが、条例化を目指してはどうか。条例化という議論になれば、市民の関心も高まり、意見も出てくるのではないか。

事務局	平和行政というものは、市としてのあり方である。平和というものは、国家、国の責務とも思う。条例化という大きな区分にまで至るかどうかかわからないが、市として地方自治体として取り得る施策自体は、今いただいたご意見を踏まえて、検討していきたい。
部会長	平和は人類普遍の原理である。施策の方向性は改善となっているので、改善の方向で検討願う。 それでは次、事務局から説明願う。
事務局	○第２節市民生活の安全について説明。
部会長	私から、１点、質問させていただく。 消防広域化について、高砂市は１市１本部とするということだが、メリットがあるか。
事務局	１市１本部は、デメリットよりメリットのほうが多い。
事務局	救急救命士の養成については、東播磨地区３市２町で調整を取りつつおこなっている。
部会長	救急救命士の養成については広域で取り組んでいるということか。
事務局	東播磨地域のレベルアップということで、調整をしていると考えている。
部会長	それが安全、安心なまちにもつながる。 他に、質問、意見はないか。
委員	救急救命士の配置に数的な決まりはあるのか。
事務局	救急車は人口３万人に対して１台で、高砂市の場合は、４台置くということになる。救急車１台につき救急隊として３名が乗り込む。 救急隊の３名は、決まっている。
部会長	ほかに質問、意見がなければ、次に進む。事務局より説明願う。
事務局	○防災について説明。
部会長	いまの説明に対して質問、意見はあるか。

委員	中期財政計画によると、平成 23 年度から収支が赤字になっている。一方、個別の事業は継続がほとんどで、廃止がわずかしがなく、見直しもあまりない。25 年度末で 10 億を超える一般財源の不足をどうするのか。これだけの赤字が予想されているのに、継続でいいのか。重要度が高くて満足度の低い部分に施策、財源を集中させることが求められると思う。 個別政策と中期財政計画の関連について、説明してほしい。
委員	財政再建、行財政改革と総合計画とのかかわりについては以前、議論したと思う。確かに、財政的な問題は大きな問題であり、投資的経費にかかる部分はかなり縮小しなければならないが、第 1 部会で議論するものに、投資的経費はあまりなく、義務的経費がかなり多い。 お金がないから出来ないという話については、行政がやるということではなく、できるだけ民間企業とタイアップする、例えば、民間会社所有の消防車を使うといった工夫によって、方針を現実化していく方法があるのではないか。お金がなくても、総合計画の方針がたてば、その方針を政策としていく方法はあるのではないか。NPOとかパートナーシップとか、全部行政がする必要はない。行政としては、こういう方向でまちを考えていきたいというものを出す。そして、それに市民が賛同し、どこにお金を出すのか、どこが民間になるのかを考えていく。 総合計画は、まちづくりの考え方、見通しを考えていくものである。
事務局	中期財政計画、見通しというものは、なにもしなければ、赤字になるという状況を示したものである。義務的経費が多い中で、継続としている。中には廃止すべきものがあるかもしれないが、基本的には廃止できないものが入っている。財源がこのような見通しの中で、どのように工夫してやっていくのか、行革室としても大きな課題となっている。
部会長	市長がよく言われる、知恵と工夫か。
事務局	行革室の考え方としては、あれもこれもするわけにはいかない。本当に必要なものを見極めなければならない。資源を有効利用して、経費がかからないようなかたちで、いかに効果を求めるかが今後の課題である。
部会長	ハザードマップが市内全戸に配布されたが、市民や職員に災害時の対応を理解してもらうために学習会を開くのもひとつの手だと思う。ハザードマップの有効性を高めるために、必要な取り組みを考えていただきたい。
事務局	担当のほうでは実際にそのような取り組みを行っている。回数、対象範囲は大きくないが、その地域でどの箇所が危ないかなどの話を地域の人と行っ

	ている。
委員	先日の他市町での水害のケースだが、避難勧告に従って避難した人が被害に遭った。そのようなことがないよう、ハザードマップを見直すべきではないか。
委員	水害の際の避難所と地震の際の避難所は、本来分けるべきである。しかし、分けているところはほとんどないというのが現状である。そういう視点で見直す必要はある。
委員	実際問題、私も自宅から避難場所に行くまでに橋を渡らなければならない。水害の場合は、避難所へ行くよりも、家にいたほうが安全である。または、他の地区の中学校へ避難したほうが安全な場合もあるだろう。しかし、その中学校が建っているところは昔、川だった。そんなところへ避難するのが、果たして安全かという問題がある。
部会長	大雨のときにはどこに避難するのか、地震のときにはどこに避難するのかといった市民の防災意識を向上させる取り組みが必要である。そういうことの積み重ねが、災害の少ない安全なまち、住みよいまちにつながっていく。ハザードマップに示された避難場所に行く際に被害に遭うようなことを避けるため、ハザードマップの見直しを兼ねて、職員が市民に向けての講座を開講するなどの取り組みが望まれる。
委員	自主防災組織について、中身が問題である。具体的に、災害時に誰が誰を助けるのかまで決めないと意味がない。これは、あまりお金もかからないし、確実に命を守れる方法である。こういう方向で考えていくべきである。基本方針の中に防災拠点と書かれているが、それ以上に、市民の自主防災力の向上が大事である。 アメリカでは自主防災力を高めるため、事前教育に力を入れている。日本でも、ホームセンターとタイアップするなどして、講習会を実施してはどうか。そして、自主防災組織の中身をきちんと問う必要がある。自主防災組織の向上というところとちょっと包括的だが、やはり実体のあるものにしていくというのが、これからの防災のあり方であろう。
事務局	平成 20 年度は出前講座を 50 回実施している。このうち、防災関係が 19 回。延べ参加人員 1 千 980 人のうち、防災関係への参加者が 1 千人を超えている。ほとんどが自主防災組織からの要請で出前講座を実施している。 そして、災害時の要援護者への対応について、防災計画の中で、市のどの組織が対応するのか決めている。

	また、福祉分野で、寝たきりとか家族介護でしか避難することができない要援護者の調査を進めているところです。 災害時の要援護者のボランティアについての登録を受け付けようという動きもある。
部会長	ほかに質問、意見はないか。
委員	こうした意見を受けて、マップ見直しの必要性について考えてほしい。
部会長	ハザードマップの内容、見直しはどこが担当しているのか。
事務局	現在の基準に見合わないものがあれば見直す必要がある。内容については、次回、回答する。
部会長	それでは、次に進む。
事務局	○５、防犯について説明。
部会長	いまの説明に対して、質問、意見がなければ次に進む。
事務局	○第４章第１節、産業の振興について説明。
部会長	質問、意見のある方は挙手をお願いします。
委員	高砂市において産業振興の主たる業務は何なのか。例えば、企業誘致などを行っているのか。
事務局	生活環境部の産業振興課が企業誘致等を担当している。
委員	企業誘致というのは基本的には県の業務のケースが多いが、市単独でも企業誘致をしているのか。
事務局	高砂工業公園への企業誘致促進と高砂臨海産業活力再生地区への企業誘致などをおこなっている。
委員	減免措置はとっているのか。
事務局	減免措置ではなく、奨励金の交付制度がある。

委員	特区ですね。
事務局	特区については、高砂工業公園について、「土地開発公社造成地の賃貸の容認」という特例措置で行われたものである。 工業公園の企業誘致は、土地開発公社になる。関電の跡地など、大きな遊休地は、政策的なかたちで誘致をしている。
部会長	ほかに質問はないか。
委員	ここ２年ぐらいのあいだに大きなものが建って、非常に嬉しい。長らく閉鎖していた道もできて利便性は非常に向上した。公園も、このごろ非常に活気があってよくなっている。土地はあと２区画残っているようだが、これまでに売却した土地はどのぐらいあるのか。また、これからいくつぐらい売却が見込めるのか。
事務局	全体 54 区画で、15 万 7 千平米のうち 8 区画、約 4 万平米がすでに売却済みである。44 区画、約 11 万平米が賃貸で事業者が使用している。市としてはすべて売却していきたいと考えている。
部会長	ほかに質問、意見はないか。ないようなら、次に進む。 事務局、説明願う。
事務局	○１．市民参加について説明。
事務局	○第５障、市民参加のまちづくりについて説明。
部会長	ただいまの説明について質問、意見のある方は挙手を願う。
委員	高砂市には、NPO法人は何グループあるのか。
事務局	10 グループくらいはあったと思う。社会福祉協議会には福祉ボランティアの事務局もあり、情報を共有しているということは聞いているが、具体的な数字は把握していない。
委員	行政ではまとめてないということか。
事務局	そうだ。
委員	各々の団体で、NPO法人の資格を取っているということか。

事務局	そうだ。県知事が許可を下ろす。市へ直接に登録するという制度ではない。手元に資料がなく、正確な数がわからないため、次回お答えする。
委員	基本目標に係ることである。「参加のはしご」という、市民がどのように参加していくかの段階を示す言葉があるが、今後 10 年を考えると、市民の参画をもっと求めるべきであるし、求めざるを得ない状況になると思われる。 例えば、市民が指定管理者となる可能性は十分ある。自治会でも、それだけの能力を持っているところもある。そうした一歩踏み込んだ参画と協働の在り方があってもよいと思う。この計画だと、今後 10 年間、持たないのではないかな。 NPO は一つのテーマ型組織として、行政と連携しながら、契約を結びながら、さまざまな活動をしている。それ以外にも地域にたくさんある立派な組織と、いわば契約を結んで、指定管理とはまた別の行政の機能を一部担っていただければ、行革にもつながる話になる。そういった議論も、もう少し盛り込んでもいいのではないかな。 「参加のはしご」のステップを、もうあと 1 つか 2 つぐらい進めてもいいのではないかな。
部会長	それ以外に何か質問、意見はないかな。 お尋ねしたいのだが、体育協会の財政はどうしているのか。自主財政でみな持ち寄りなのか。
委員	今は会費制が多い。体育協会も市から補助金をもらっているが、ほとんど会費及び大会参加料で賄っている。市からの補助金が少なくなり、運営が大変である。 NPO 法人なりになれば、非営利団体ということで、いろいろな面で免除されるし、補助もある。高砂でどれだけの NPO 法人があるか知りたいのでお聞きした。
委員	例えば、体育協会が指定管理を受けると指定管理料が入ってくるし、その施設を使って自主事業ができる。また、そこでお金をもうけることもできる。NPO 団体になればそういうことは可能になる。 他市の例では、体育の先生が中心になって NPO の認可を取り、体育塾をしているケースもある。もちろん目的は塾をやることではなく、稼いだお金を使ってスポーツを普及させようということである。NPO は非営利が原則で、もうけてはいけませんが、受講料をもらうことはできる。その受講料を集めてスポーツの振興に使うということである。そうすれば、現在の厳しい状況も、多少は緩和されるのではないかな。
委員	体育協会は市の任意団体のため、それは非常に難しいと聞いた。

委員	難しいところではある。
部会長	いろいろと市民も研究しながら、いわゆる自主性を生かして、より市民意識が高まる。そのことが住みよい町となる。こういうこともやっていると逆に行政に話しかける。それも大事だろう。
事務局	今日はこのあたりで締めたいが、どうか。
委員	はい、結構です。
部会長	それでは今日はこれで打ち切り、次回にする。
事務局	次回は 12 ページ、2 番目の広報、公聴からご意見いただきたい。 次第の 4、その他について、今後の日程を説明する。 第 1 部会は、10 月 30 日金曜日に開催予定している。南庁舎 5 階の大会議室、午後 3 時から。ちなみに第 2 部会は、同じく 30 日、南庁舎 5 階で 2 時から開催する。第 3 部会は 11 月 6 日金曜日、南庁舎 2 階で 2 時から開催する。以上。
部会長	それでは今日の部会はこれで終わりとする。
一同	ありがとうございました。
	閉 会